

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年7月30日(2009.7.30)

【公表番号】特表2009-500129(P2009-500129A)

【公表日】平成21年1月8日(2009.1.8)

【年通号数】公開・登録公報2009-001

【出願番号】特願2008-520434(P2008-520434)

【国際特許分類】

A 6 1 M 25/00 (2006.01)

A 6 1 M 25/01 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 25/00 4 2 0 F

A 6 1 M 25/00 4 5 0 B

【手続補正書】

【提出日】平成21年6月11日(2009.6.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

筐体と、

上記筐体に対してスライド移動可能な針保持部に取り付けられた管状アクセス針と、

上記筐体の末端に取り外し可能に取り付けられ、上記管状アクセス針と同軸に配置される管状カテーテルと、

上記管状アクセス針を通って前進できるような大きさ及び形状をした安全なガイドワイヤと、

上記管状アクセス針を通って上記管状カテーテルに対して末端側に上記安全なガイドワイヤを適宜、前進させ、続けて上記安全なガイドワイヤ及び上記管状アクセス針を上記管状カテーテルに対して基端側に引き抜くように構成された作動機構とを備えることを特徴とするカテーテル挿入装置。

【請求項2】

さらに、上記作動機構の作動に基づいて、上記管状カテーテルに対して基端側に、上記安全なガイドワイヤ及び上記管状アクセス針を自動的に引き抜くように構成された付勢部を備えることを特徴とする請求項1に記載のカテーテル挿入装置。

【請求項3】

さらに、上記管状アクセス針を通って末端側に上記安全なガイドワイヤを適宜、前進させるために、上記筐体に対して末端側に移動するように構成された作動ハンドルを備え、

上記作動ハンドルは、上記管状カテーテルに対して基端側に上記安全なガイドワイヤ及び上記管状アクセス針を引き抜くために、横に回転するように設けられることを特徴とする請求項2に記載のカテーテル挿入装置。

【請求項4】

さらに、上記筐体に細長いスロットを備え、

上記細長いスロットは、狭い基端部及び広い末端部を有し、

上記作動ハンドルは、上記細長いスロットに関して移動可能であり、その結果、上記管状アクセス針を通って末端側に上記安全なガイドワイヤを適宜、前進させるために、上記細長いスロットの上記狭い基端部によって、上記作動ハンドルが長手方向に移動すること

が制限され、又、上記安全なガイドワイヤ及び上記管状アクセス針を上記管状カテーテルに関して基端側に引き抜くように作動させるために、上記広い末端部によって、作動ハンドルが横に回転することが可能になることを特徴とする請求項3に記載のカテーテル挿入装置。

【請求項5】

さらに、上記筐体の末端に取り付けられるフロント・プラグを備え、
上記フロント・プラグは、上記針保持部の末端の螺旋状のツメと回転可能に連結するツメを有する基端を有し、

上記付勢部は、上記付勢部がフロント・プラグと上記針保持部との間で圧縮される圧縮状態を有し、

上記作動ハンドルの横移動によって上記針保持部が回転し、その結果、上記針保持部を上記フロント・プラグから解放し、上記付勢部が上記針保持部を筐体に関して基端側に押すことを可能にすることを特徴とする請求項4に記載のカテーテル挿入装置。

【請求項6】

上記フロント・プラグが、さらに、末端を有し、上記末端が上記管状カテーテルを上記フロント・プラグに解放可能に取り付けるルアー・スリップ・フィッティングを有することを特徴とする請求項5に記載のカテーテル挿入装置。

【請求項7】

さらに、上記筐体の中に位置付けられるスライダを備え、
上記スライダは、上記作動ハンドルに接続され、

上記スライダは、上記針保持部と結合し、上記針保持部を上記フロント・プラグから解放するために上記スライダの回転を上記針保持部に伝達する突起を末端に有することを特徴とする請求項5に記載のカテーテル挿入装置。

【請求項8】

上記安全なガイドワイヤが上記スライダに接続されていることを特徴とする請求項7に記載のカテーテル挿入装置。

【請求項9】

さらに、上記管状アクセス針を通じて基端側に上記安全なガイドワイヤを適宜、前進させるために、筐体に関して回転するように設けられたサムホイールを備えることを特徴とする請求項1に記載のカテーテル挿入装置。

【請求項10】

上記安全なガイドワイヤは、螺旋状の湾曲部が形成された末端部を有することを特徴とする請求項1から9のいずれか1項に記載のカテーテル挿入装置。

【請求項11】

上記安全なガイドワイヤの螺旋状の湾曲部が、第1螺旋旋回部及び第2螺旋旋回部を有し、上記第1螺旋旋回部が上記第2螺旋旋回部より小さい直径を有することを特徴とする請求項10に記載のカテーテル挿入装置。

【請求項12】

上記安全なガイドワイヤの上記螺旋状の湾曲部の上記第1螺旋旋回部が、上記第2螺旋旋回部と略同一面上にあることを特徴とする請求項11に記載のカテーテル挿入装置。

【請求項13】

上記安全なガイドワイヤは、基端部及び末端部を有し、

上記基端部は、上記末端部の直径より大きい直径を有することを特徴とする請求項1から12のいずれか1項に記載のカテーテル挿入装置。

【請求項14】

上記安全なガイドワイヤの上記末端部は、螺旋状の湾曲部に形成されていることを特徴とする請求項13に記載のカテーテル挿入装置。

【請求項15】

上記安全なガイドワイヤは、超弾性のニッケル・チタニウム合金を用いて形成されることを特徴とする請求項1から14のいずれか1項に記載のカテーテル挿入装置。